

# 竹原ライフスタイル発信業務委託仕様書

## 1 業務の名称

竹原ライフスタイル発信業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の目的

本業務は、若者や女性が「私らしく、輝けるまち」の実現を目指し、日常の暮らしや働き方、趣味や休日など、まちでの暮らしを楽しむ市民を取材し、ロールモデルとして発信することで、地域住民に対し、まちでの暮らしの魅力や可能性を再認識してもらうことを目的とする。

なお、従来の移住者向け広報とは異なり、一般の市民が自然体で生活を楽しむ姿を紹介することで、「竹原には何もない」「他地域へ出た方が良い」といった意識の変化を促し、地域への愛着醸成と定住意識の向上につなげることを目指す。

## 3 本仕様書の位置付け

「竹原ライフスタイル発信業務委託仕様書」（以下「本仕様書」という。）は、本業務に関する提案説明資料として作成したものである。

本業務は、公募型プロポーザル方式を採用することから、本仕様書において竹原市（以下「市」という。）が示した目的を達成するための手法等について、自由に提案することができる。

## 4 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

## 5 業務の内容

### (1) 企画作成業務

本業務の目的を踏まえ、SNS等で発信するにあたってのキャッチコピーやロゴデザインを作成するとともに、取材対象者や記事テーマ、取材方法、発信方法等についての企画を立案すること。

#### ア キャッチコピー及びリード文、ロゴデザインの作成

- ・本業務の目的を踏まえて、地域住民にも分かりやすく、内容がイメージができるようなものとする

#### イ 企画方針の策定

- ・若者や女性、地域住民に共感されるライフスタイル発信コンセプトを設定すること
- ・「まちでの暮らし」（仕事、子育て、趣味、地域活動、休日の過ごし方等）を複数の切り口で盛り込むこと
- ・市と協議の上、企画内容を確定すること

#### ウ 取材対象者の選定案作成

- ・市内で暮らしを楽しむ一般市民を中心とした取材候補者の選定については、市が

ALL 竹原きらっと未来創造会議の協力会員へ候補者の推薦を依頼するとともに、受注者においても地域の情報を収集し、それらを取りまとめて取材候補者リストを作成すること

- ・取材候補者リストの中から、年代・性別・職業・ライフスタイル等に偏りが出ないよう配慮して取材先を選定すること

エ 記事構成案の作成

- ・1記事あたりの構成（導入、日常風景紹介、本人の思い等）を整理した構成案を作成すること
- ・市と協議の上、内容を確定すること

(2) 取材・記事作成業務

企画に基づき取材を行い、下記の事項に留意した記事（文章＋写真）を作成すること。

（記事本数は5本とする）

ア 取材の実施

- ・対象者へのインタビューおよび日常風景（仕事・家庭・趣味等）を撮影すること
- ・自然体で暮らしを楽しむ様子が伝わる取材とすること

イ 記事作成

- ・読みやすく共感を呼ぶ文章構成とすること
- ・写真は、単なる風景写真ではなく、このまちでの暮らしと楽しさを連想できるように工夫すること
- ・まちでの暮らしの魅力や前向きな価値観が伝わる内容とすること
- ・参考事例（島根ライフスタイル等）を踏まえたストーリー性のある記事とすること

ウ 記事の種類

作成する記事の種類及び想定する使用方法等については、次のとおり

(ア) 取材記事（各種媒体で使用する基となるベース記事：A4 版用紙 2～3 枚程度）

【活用媒体】・単独資料として活用（カラーコピー等）

- ・市広報誌（広報たけはら）に掲載（抜粋版）
- ・ALL 竹原の WEB サイトに掲載 等

(イ) SNS (Instagram) 投稿用記事

※「SNS (Instagram) 発信業務」のとおり

エ 校正・修正対応

市の確認を受け、必要に応じて修正を行うこと

(3) Instagram のページ作成業務

企画作成業務で作成したキャッチコピーやリード文、ロゴデザイン等を用い、新たに Instagram のアカウントを作り、「たけはらライフスタイル（仮称）」のインスタグラムのページを作成すること。

#### (4) SNS (Instagram) 発信業務

上記(2)の取材記事および写真をInstagram投稿用に加工して発信すること。

##### ア 投稿用素材作成

- ・記事内容を要約した投稿文の作成
- ・視認性の高い写真・簡易デザイン画像の作成

##### イ 発信計画の立案

- ・投稿時期・頻度・ハッシュタグ等を含めた発信スケジュールの作成

##### ウ 投稿支援または投稿代行

- ・新たに作成したアカウントへの投稿支援または運用代行(市と協議の上決定)

##### エ 効果測定 of 簡易分析

- ・閲覧数、いいね数等の基本的な反応を整理し報告すること

#### 6 成果物

本業務により、以下の成果物を提出すること。

##### ア 企画書(取材方針、対象者案、発信計画等)

##### イ 記事5本(テキストデータ)

##### ウ 記事用写真データ一式

##### エ Instagram投稿用素材(画像・文章)

##### オ 業務実施報告書

- ・取材内容の概要
- ・発信実績
- ・簡易分析結果等

#### 7 業務完了報告

受託者は、業務完了時に、市に対し業務完了通知を行う。

#### 8 委託料の支払い

上記7の通知を受け、市は本業務の完了を確認するための検査を行うものとし、受注者は、当該検査に合格後、市に委託料の支払いを請求することができる。

市は、適法な請求書を受理した日から30日以内に、委託料の支払いを行う。

#### 9 契約に関する条件等

##### (1) 再委託等の制限

受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ竹原市の承諾を得たときは、この限りでない。なお、竹原市の承諾を得る場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて竹原市に申請しなければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

ア 本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、発注者は受注者に対して、その理由を明示した文面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受注者は、上記要求があったときは、当該要求について対応措置を決定し、その結果を、要求があった日から10日以内に発注者へ書面で通知しなければならない。

(3) 機密の保持

ア 受注者は、竹原市から秘密と指定された事項及び本業務で知り得た竹原市の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、当該秘密が次に掲げる情報に該当する場合は、この限りでない。

(ア) 業務契約に違反することなく、開示の時点で既に公知となった情報。

(イ) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。

(ウ) 相手方からの情報によらず、独自に開発された情報。

イ 受注者は、自己の業務従事者その他関係人についてアの義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に竹原市の承諾を受けなければならない。

ウ 前項の規定は、業務契約終了後も有効とする。

エ 受注者の秘密保持義務の細則が特に必要な場合は、別途覚書でこれを定める。

(4) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(5) 著作権等

本業務における成果品及び中間生成物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、竹原市に帰属するものとする。

## 10 留意事項等

(1) 委託業務の実施に当たっては、竹原市と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。

(2) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受注者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受注者はその一切の責任を負うこと。

(3) 本業務仕様書に定めのない事項については、受注者は竹原市と協議し、その指示に従うこと。